

FUN COMPASS サービス利用規約

第1章 総 則

第1条 (サービス利用規約の適用)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）は、FUN COMPASS サービス利用規約（以下「本規約」といいます）をここに定め、本規約を遵守することを条件として、本規約に定めるサービス利用契約を締結したサービス利用者に対し、本サービスを提供します。なお、本規約には別紙「FUN COMPASS サービス概要（以下「サービス概要」といいます）、関連資料および当社が提示する本サービスの各種マニュアルや利用条件を定めた書面（電子データの形式を含みます）が含まれます。

2 当社は、本規約のほかに、必要に応じて、サービス利用者と合意のうえ、特約（以下「特約」といいます）を定める場合があります。この場合、特約は本規約の一部を構成するものとし、特約に定めのない条件については本規約の定めが適用されるものとし、本規約と特約の定めが異なるときは特約の定めが本規約に優先して適用されるものとします。

第2条 (本規約の変更)

当社は、45日の予告期間においてサービス利用者等に本約款を変更する旨、その変更の内容および効力の発生日（以下「効力発生日」といいます）を通知することにより、本約款を随時変更できるものとします。

2 前項にかかわらず、当社が本約款の変更内容についてサービス利用者等の不利益にならないと判断した場合には、当社は本約款を随時変更することができるものとします。

3 第1項または前項に従い本約款を変更する場合、利用料金等その他の提供条件は、変更後の約款を適用するものとします。

4 サービス利用者が本約款の変更について不服がある場合、第6条（サービスの最低利用期間）に定める最低利用期間にかかわらず、サービス利用契約を解約することができるものとします。この場合、サービス利用者は、効力発生日の20営業日（当社の営業日によるものとし、以下同じとします。）前までに、第11条（サービス利用者からのサービス利用契約の解約）の定めに基づいて解約手続を行うものとします。

第3条 (定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	当社が本規約に基づきサービス利用者へ提供する「FUN COMPASS」の

	ことを指す。本サービスには、サイトサービスと店舗/施設サービスがあり、その詳細はサービス概要のとおりとする。
サービス利用契約	本規約の定めに基づき当社とサービス利用者との間に成立し、当社が本サービスの利用を許諾する契約。
利用申込者	当社に本サービスの利用契約の締結を申し込む者（法人）。
サービス利用者	本規約に基づきサービス利用契約を当社と締結し、当社から本サービスの利用の許諾を受けた者（サービス利用契約時に申請された法人）。
サービス利用者等	利用申込者およびサービス利用者の総称。
アプリ利用者	サービス利用者のサイト経由でFUN COMPASSアプリを利用する個人の利用者。
サービス契約管理責任者	サービス利用者の中から指名される、本サービスの利用ならびに利用者設備、本サービス用設備の環境設定および維持等に関する責任者であり、サービス利用契約に関して、当社との連絡窓口となる者。
システム管理者	サービス契約管理責任者によって指名される、本サービスのシステムの操作に関する責任者であり、本サービスのシステムの操作に関して、当社との連絡窓口となる者。なお、IDおよび初期パスワードの発行を最初に当社より受ける者（当社から事前に書面による承諾を得た場合に限り、第三者（以下「サービス利用者の委託先」といいます）を指名することができる）。
システム操作者	サービス契約管理責任者またはシステム管理者によって指名される、本サービスに関するシステムの操作を行う者（サービス利用者の委託先を含む）。
利用者設備	本サービスの提供を受けるため、サービス利用者が設置または借り受ける、電気通信回線、コンピュータ、電子通信設備その他の設備（建物を含む）および機器、ならびにサービス利用者が使用するソフトウェア。
本サービス用設備	当社が本サービスを提供するために必要となる、電気通信回線、コンピュータ、電子通信設備その他の設備（建物を含む）および機器、ならびにサービス利用者が使用するソフトウェア。
FUN COMPASSアプリ	アプリ利用者の趣向に応じた最適なコンテンツを提案するためのアプリ利用者向けインターフェイスおよびエンジン。
コンテンツ	FUN COMPASS アプリ内において閲覧することができる施設/店舗やイベント等の情報。店舗/施設サービスのサービス利用者が提供するものに限られ、当社はコンテンツの有無、内容については一切保証しない。
データ	本サービス内で保持するデータ。なお、データにはログイン情報および操作ログ等、ならびにアプリ利用者の属性情報（タイプ種別、お気に入り情

	報) および位置情報等が含まれる。
消費税等相当額	消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他のサービス利用者が支払いに際して負担すべき公租公課。
利用料金等	当社が別途提示する「FUN COMPASS サービス利用料金」(以下「料金表」といいます)に記載のサービス利用料金に基づき、サービス利用者が当社に支払う料金およびこれらに対する「消費税等相当額」を合算した額。
営業日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く、月曜日から金曜日までの日をいう。

第2章 契約

第4条 (サービス利用契約の締結等)

サービス利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定のサービス利用契約申込書（以下「サービス利用申込書」といいます）を「新規利用」として利用開始希望日の45営業日前までに当社に提出し、当社がこれに対し、当社所定の方法による承諾の通知（以下「承諾通知」といいます）を発信したときに成立するものとします。なお、利用申込者は本規約の内容を承諾のうえ、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、利用申込者が本規約の内容を承認しているものとみなします。

2 利用申込者は、本サービスの利用申込の際、サービス利用申込書上の必須事項すべてを記載するとともに、正当な権限を有する者による記名押印または署名をする必要があります。

3 利用申込者は、当社に提出いただく情報や書面に個人情報を記載する場合、当社に個人情報を提供することについて、本人の同意を得たうえで記載するものとします。

4 利用申込者は、利用申込時その他事後において当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの利用申込（利用変更申込も含みます。）、利用の継続、およびサービス利用契約の継続のための必須の要件であることを確認します。

5 サービス利用者は、当社から事前に書面による承諾を得た場合に本サービスをサービス利用者の委託先に利用させることができるものとします。

6 利用変更契約とは、締結済みで現に有効なサービス利用契約の変更をサービス利用者が申し出て、それを当社が承諾することにより成立する契約であり、サービス利用者が、サービス利用申込書を「変更」として変更希望日（以下「変更希望日」といいます）の20営業日前までに当社に提出し、当社がこれに対し、当社所定の方法による承諾通知を発信したときに成立するものとします。なお、第1項から第4

項の定めは、利用変更契約にかかる申込においても準用するものとします。

7 当社は、前各項その他本規約その他の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき、サービス利用契約または利用変更契約を締結しない場合があります。

- (1) サービス利用者等が、本規約に同意できない場合
- (2) サービス利用者等が、過去に、債務の不履行、本規約の違反、その他第三者に迷惑を及ぼす等の事由により、サービス利用契約を解除または解約されたことがある場合
- (3) サービス利用者等が、将来に、債務の不履行、本規約の違反、その他第三者に迷惑を及ぼす等の蓋然性が高いと当社が判断した場合
- (4) サービス利用者等の役員が、第 40 条（反社会勢力の排除）第 1 項各号のいずれかに該当する場合、または同条第 2 項第 2 号に掲げる行為をした場合
- (5) サービス利用申込書に、内容の誤り、内容の事実との相違、虚偽等の記載があった場合
- (6) 本サービスを提供することを含め、サービス利用者等による申込内容を実現することが、技術上、業務遂行上、またはその他の理由から、困難と当社が判断した場合
- (7) その他、サービス利用者等からの申込が不相当と当社が判断した場合

8 当社は、前項に基づき、サービス利用契約または利用変更契約を締結しない場合には、サービス利用者等に対して、その旨を当社所定の方法により通知するものとします。

9 サービス利用者等は、当社が承諾に関する通知を発信するまでの間いつでも、本条に基づく申込を撤回することができるものとします。

第 5 条（契約期間）

サービス利用契約の契約期間は、第 4 条（サービス利用契約の締結等）第 1 項より、承諾通知に記載の利用開始日（以下「利用開始日」といいます）から開始するものとし、第 11 条（サービス利用者からのサービス利用契約の解約）に従いサービス利用契約が終了するまでとします。

2 承諾通知を発信した日から利用開始日の前日までの期間は本サービスを利用することはできません。ただし、各種設定情報を確認するための一部機能については、システム管理者への ID および初期パスワードの通知以降において、この限りではありません。

3 導入期間は、サービス利用者が本サービスを利用するための各種設定情報を登録する準備期間とし、当社からシステム管理者に最初に ID および初期パスワードを通知した日（以下「導入開始日」といいます）から利用開始日の前日までの期間とします。

第 6 条（サービスの最低利用期間）

サービス利用契約の最低利用期間は、利用開始日から 6 ヶ月間（以下「最低利用期間」といいます）とし、最低利用期間は、サービス利用者がサービス利用契約を解約することができないものとします。

2 前項の定めにかかわらず、サービス利用者が、最低利用期間内にサービス利用契約を解約する場合には、サービス利用者は、解約日の翌日から起算して最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金等を一括して、当社の指定する期限までに当社へ支払うものとします。なお、当該最低利用期間内のサービス利用契約の解約であっても、第 11 条（サービス利用者からのサービス利用契約の解約）が適用されますが、サービス利用契約の解約日については当社がサービス利用者へ通知する解約日としま

す。

3 前項における、利用料金等は、第 21 条（本サービスの利用料金、算定方法等）第 1 項および第 2 項に従い算出するものとします。

4 第 2 条（本規約の変更）第 4 項に基づきサービス利用契約を解約したサービス利用者には、第 2 項は適用されないものとします。

第 7 条（サービス利用者からの通知）

サービス利用者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先、請求先情報に変更がある場合、当社に対して変更予定日の 20 営業日前までに通知するものとします。

2 サービス利用者からの前項の通知にかかわる、懈怠、内容誤り、内容の事実との相違、遅延、不到達その他これらに類する事由に起因したまたは関連して生じた、当社の債務不履行や利用者の不利益または損害につき、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（設定オーダーの申込）

サービス契約管理責任者は、当社に FUN COMPASS 設定オーダーを申し込むことにより、本サービスの設定内容等の変更や、作業の依頼をすることができます。

2 サービス契約管理責任者は、設定変更希望日の 10 営業日前までに当社に到達するように当社所定の FUN COMPASS 設定オーダー申請書（以下「オーダー申請書」といいます）を提出（以下「SO 申込」といいます）するものとします。

3 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、オーダー申請書が到達した日から起算して 10 営業日目を設定変更希望日とみなします。

(1) オーダー申請書に設定変更希望日の記載がない場合、または記載が不明瞭な場合

(2) 設定変更希望日の 10 営業日前までに、オーダー申請書が当社に到達しない場合

4 第 2 項および第 3 項の定めにかかわらず、当社は、サービス契約管理責任者の承諾を得たうえで、設定変更希望日を変更することができるものとします。

5 当社は、オーダー申請書を受領した場合、設定変更日を記載した FUN COMPASS 設定オーダー確認書（以下「オーダー確認書」といいます）をサービス契約管理責任者に送付します。なお、当社がオーダー確認書を発信した時をもって、当該 FUN COMPASS 設定オーダーは当社に承諾されたものとします。

第 9 条（サービス契約管理責任者およびシステム管理者）

利用申込者は、本サービスの利用に際し、サービス契約管理責任者を 1 名定め、サービス利用申込書に記載して当社へ通知し、サービス利用契約成立後もなお、これらを継続して設置するものとします。

2 サービス契約管理責任者は、サービス利用契約の成立後、システム管理者を 2 名定め、当社所定の書面によりその旨を当社へ通知し、サービス利用契約成立後もなお、これらを継続して設置するものとします。

3 自らの責任と費用負担において、第 4 条（サービス利用契約の締結等）第 5 項に準じ本サービスをサービス利用者の委託先に利用させる場合、サービス契約管理責任者は当社からの通知内容について当

該サービス利用者の委託先に周知するものとします。

4 サービス利用者は、サービス契約管理責任者およびシステム管理者に変更がある場合、当社に対して変更予定日の3営業日前までに当社所定の書面によりその旨を当社へ通知するものとします。

5 サービス利用者は、サービス契約管理責任者の地位および権限を、サービス利用者以外の第三者に対して譲渡または貸与してはならないものとします。

6 サービス利用者が本規約に定めるサービス契約管理責任者に関する定めを遵守しなかったことまたは遵守が不十分だったことに起因しまたは関連して生じたサービス利用者、サービス利用者の委託先および第三者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、また、これらに起因しまたは関連して当社が損害を被ったときは、サービス利用者はその損害を賠償しなければならないものとします。

第10条 (IDおよびパスワード)

当社は、システム管理者およびシステム操作者に対し、IDおよび初期パスワードを提供するものとします。なお、システム操作者のIDおよび初期パスワードについては、当社が別途提示する各種マニュアルに記載するとおりとします。

2 システム管理者およびシステム操作者は、システム操作者のアカウントを作成または削除することができます。

3 システム管理者およびシステム操作者は自身のIDに紐づくパスワードを自由に変更することができます。

4 システム管理者およびシステム操作者は、IDおよびパスワードを、サービス利用者等およびサービス利用者の委託先以外の第三者に対し、開示、貸与、共有、譲渡、名義変更、売買、質入等しないとともに、サービス利用者等およびサービス利用者の委託先以外の第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。

5 IDおよびパスワードにつき、管理不備（前項に定める禁止事項の違反、漏洩、紛失、忘却、盗難、覚え違い、IDおよびパスワードの適宜変更の失念を含みますが、これらに限りません。以下同じとします。）、使用上の過誤、サービス利用者等およびサービス利用者の委託先以外の第三者や無権限者による使用等があった場合、サービス契約管理責任者は、直ちにその旨を当社に通知し、当社から指示がある場合には、これに従うものとします。

6 IDおよびパスワードに関する管理不備、使用上の過誤、サービス利用者等およびサービス利用者の委託先以外の第三者や無権限者による使用等によりアプリ利用者、サービス利用者、または第三者が損害を被った場合、サービス利用者は、自らの負担と責任においてその解決を図るものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

7 IDおよびパスワードに関する管理不備、使用上の過誤、サービス利用者等およびサービス利用者の委託先以外の第三者や無権限者による使用等により当社が損害を被った場合、サービス利用者は、その損害を賠償するものとします。

8 当社は、サービス利用者等およびサービス利用者の委託先のIDおよびパスワードを用いた本サービスの利用その他の行為は、全てそのサービス利用者によるものとみなし、サービス利用者は、かかる利用その他の行為に起因して生じた利用料金等の支払その他の債務を負担するものとします。なお、かかる利用その他の行為により当社が損害を被った場合、それが当社の責めに帰すべき場合を除き、サービ

ス利用者はその損害を賠償するものとします。

第 11 条 (サービス利用者からのサービス利用契約の解約)

サービス利用者は、解約希望日の 20 営業日前までに、解約申込書を当社に提出することにより、解約希望日をもってサービス利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合もしくは解約希望日が不明瞭な場合、または解約申込書が当社に到達した日から解約希望日までの期間が 20 営業日未満の場合、当該解約申込書が当社に到達した日より 20 営業日後を利用者の解約希望日とみなします。

2 前項の解約申込に際し、サービス利用者においてサービス利用者の委託先が存在する場合には、サービス利用者は、解約申込書の提出に先立ち、サービス利用者の委託先に対して、サービス利用者が当社とのサービス利用契約を解約する旨の通知その他必要となる手続を実施する義務を負うものとします。

3 サービス利用契約の解約後に、サービス利用者が改めてサービス利用契約を締結した場合であっても、すでに解約となったサービス利用契約における、当該サービス利用者のデータを継続して利用することはできません。

4 本条に基づきサービス利用者がサービス利用契約を解約する(した)ことに起因して、サービス利用者とサービス利用者の委託先との間で生ずる紛争等に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。

5 サービス利用者に承諾通知を発信した日から利用開始日の前日までの期間においてサービス利用者は、当社所定のサービス解約申込書(以下「解約申込書」といいます)を当社に提出することにより、第 1 項の定めにかかわらず、いつでも、何らの負担を要することなく、サービス利用契約を解約することができるものとします。ただし、解約希望日が利用開始日以降の場合、または、当社が利用開始日以降にその解約申込書を受領した場合、当社は、サービス利用者がサービス利用期間もなお本サービスを利用していたものとみなし、第 21 条(本サービスの利用料金、算定方法等)に基づき利用料金等を請求し、サービス利用者はその支払義務を負うものとします。

6 当社は、サービス利用者からの前項の解約申込書の受領後、サービス利用者に対して承諾通知を発信し、速やかに解約に伴う処理を実施するものとします。

第 12 条 (当社からのサービス利用契約の解約)

当社は、サービス利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前の通知または催告を要することなく、サービス利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) 支払停止または支払不能となった場合
- (2) 手形または小切手が不渡りとなった場合
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、もしくは競売の申し立てがあった場合、または租税滞納処分を受けた場合
- (4) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあった場合、または、清算に入った等信用状態に不安が生じた場合
- (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止、もしくは営業登録の取消処分等の処分を受けた場合、または、

転廃業しようとした場合

- (6) 解散、合併、分割、減資、または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡等の決議をしようとした場合、またはサービス利用者にかかわる経営の実質的な支配権の変更が生じた場合
- (7) 前各号のほか、サービス利用者の信用状態に重大な変化が生じた場合
- (8) サービス利用者およびサービス利用者の役員が、第 40 条（反社会勢力の排除）第 1 項各号のいずれかに該当する場合、または同条第 2 項第 2 号に掲げる行為をした場合
- (9) サービス利用契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
- (10) その他前各号に準ずるようなサービス利用契約を継続しがたい重大な事態が生じた場合

2 当社は、サービス利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前に通知（ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。）のうえ、本サービスの全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) サービス利用申込書その他の通知内容等に、内容の誤り、内容の事実との相違、虚偽等の記載があった場合
- (2) サービス利用契約に違反し、当社からかかる違反の是正を催告してもなお相当期間内に是正されない場合（なお、かかる催告は本項本文の事前の通知を兼ねるものとします。）
- (3) 正当な理由なくサービス利用契約にかかわる債務を履行しない場合（利用料金等の不払いを含みますが、これに限りません。）
- (4) 本サービスについて当社が禁止する事項を行った場合

3 当社は、第 15 条（本サービスの利用停止）第 1 項に基づき本サービスの提供を停止し（同条第 1 項第 1 号を除きます。）、当該停止の日から 30 日を超えてもなおその停止の原因となった事由が解消されない場合、事前に通知（ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。）のうえ、サービス利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

4 サービス利用者は、前各項のいずれかの事由に該当したことにより、サービス利用契約の全部または一部を当社から解約された場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当社から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに一括して弁済しなければならないものとします。

5 当社からサービス利用契約を解約された場合、サービス利用者は解約日の属する月までの利用料金等の支払義務を負うものとします。なお、解約日が月の途中であっても、日割り等はいりません。

6 本条に基づき当社がサービス利用契約の全部または一部を解約する（した）ことに起因して、サービス利用者とサービス利用者の委託先との間で生ずる紛争等に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（契約終了後の処理）

サービス利用者は、サービス利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたすべての機器、ソフトウェアおよび本サービスに関する資料等（資料等の全部または一部の複製物および改変物を含みます。）について、契約期間終了後直ちに当社の指示に従って当社に返還し、廃棄し、記録媒体から抹消し、または当社の指示に従った処置を行うものとし、当社とサービス利用者の間に別段の書面による合意がある場合を除き、一切保存しないものとします。

第3章 利用中止等

第14条（本サービスの利用中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス利用者への事前の通知またはサービス利用者からの承諾を要することなく、本サービスの全部または一部の利用を中止する場合があります。

- (1) 当社設備にかかる故障、不具合、警告等により、緊急に、保守、点検、工事、権利関係の確認等を行う場合
- (2) 電気通信事業者、電気事業者、その他インフラ供給者の提供するインフラが当社への事前の通知等なく中断し、それが本サービスの運営や提供にかかわる場合
- (3) 本サービスが第三者の知的財産権等を侵害または侵害するおそれがある場合
- (4) 運用上または技術上等のやむを得ない理由により、緊急に中断するべき事態が生じた場合
- (5) 当社設備への予測不能なアクセスの集中により、当社設備が動作不良または動作停止となった場合
- (6) 天災地変等当社の責めに帰すことができない事由により、本サービスを提供することが困難な場合
- (7) 前各号のほか、本サービスの提供または利用に支障が発生または発生するおそれがあると当社が判断した場合

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス利用者へ事前に通知のうえ、本サービスの全部または一部の利用を中止する場合があります。

- (1) 当社設備にかかる、定期的または不定期であるが事前の通知が可能な、保守、点検、工事、権利関係の確認等を行う場合
- (2) 電気通信事業者、電気事業者、その他インフラ供給者の提供するインフラが将来において中断する旨の連絡を当社が受けた場合
- (3) その他、運用上または技術上等のやむを得ない理由により、将来において中断するべき事態が生じた場合

3 第1項または前項に該当する場合、当社はサービス利用者に対し、速やかに、第1項の場合は把握しうる範囲での中断期間を、前項の場合は中断開始時期および中断期間を、通知するものとします。

4 第1項または第2項に基づき本サービスの利用が中断している場合であっても、サービス利用者の利用料金等の支払義務は消滅せず、中断に伴うサービス利用料金の変更、控除、返還等は行われなものとします。

5 第1項または第2項により本サービスを提供できなかったことに起因または関連してサービス利用者および第三者が不利益または損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第15条（本サービスの利用停止）

当社は、第27条（禁止事項）第1項各号に該当するほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス利用者への事前の通知またはサービス利用者からの承諾を要することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止し、当該事由が解消するまでの間、その停止を継続する場合があります。

- (1) サービス利用者が、第12（当社からのサービス利用契約の解除）第1項各号のいずれかに該当す

ると当社が判断した場合

- (2) サービス利用者の責めに帰すべき事由により、本サービスの運営や提供に支障をきたすと当社が判断した場合
- (3) サービス利用者が、当社または第三者の知的財産権等を侵害した場合
- (4) サービス利用契約を継続し難い重大な事由が発生したとき、またはサービス提供の停止をすることが適切であると当社が判断した場合
- (5) サービス利用者が、利用料金等を支払期日までに支払わなかった場合
- (6) その他、本規約に違反した場合

2 前項に基づき本サービスの利用が停止した場合であっても、サービス利用者の利用料金等の支払義務は消滅せず、停止に伴う利用料金等の減額、返還等を行われたいものとします。

3 第1項により本サービスを提供できなかったことに起因または関連してサービス利用者および第三者が不利益または損害を被った場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。

4 サービス利用者は、第1項のいずれかの事由により当社が損害を被った場合、当社に対し当該損害の全てを賠償しなければならないものとします。

第16条 (本サービスの廃止)

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。その場合、当社はサービス利用者に対し、本サービスを廃止する日（以下「廃止日」といいます）の6ヶ月前までに、書面によりその旨を通知するものとします。ただし、緊急またはやむを得ない事情がある場合、当該通知の予告期間を短縮または当該通知を事後に実施することができるものとします。

2 本サービスの全部が廃止された場合、または、一部が廃止されサービス利用契約を継続することが困難と当社が判断した場合、廃止日をもってサービス利用契約は自動的に解約となります。

3 本条に基づいてサービス利用契約が解約となった場合、廃止日とその日の属する月の末日になる場合のみ、当社は当該廃止日の属する月までの利用料金等について請求するものとします。

4 第1項により本サービスを廃止することに起因または関連してサービス利用者、サービス利用者の委託先および第三者が不利益または損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4章 本サービス

第17条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は、サービス概要に定めるとおりとし、本サービスを利用する際の操作方法等は、当社が別途提示する各種マニュアルに記載するとおりとします。

2 サービス利用者は、サービス利用契約に基づいて本サービスを利用することができるものとします。

3 サービス概要や当社が別途提示する各種マニュアルと現に提供されている本サービスとの間に差異がある場合、現に提供されている本サービスが優先となります。

4 当社は、本サービスの内容の変更を伴わないと判断した場合、サービス利用者への事前の通知または

サービス利用者の承諾を別途要することなく、自己の裁量により各種マニュアルの内容を変更（追加および削除を含みます。）することができるものとします。

第 18 条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、サービス利用契約に別段の定めがある場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

第 19 条（データの取り扱い）

当社は、本サービスの提供、維持、管理を行う目的で、データを、当社の定める周期でバックアップするものとし、一定期間を保持するものとします。そのデータに破損、エラー、不具合等があった場合、その内容の正確性、完全性、正常状態へのリカバリー等は保証の限りではなく、かつ、それらに起因し、または関連する不利益や損害については、その請求原因を問わず、当社は一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、サービス利用契約が解約された場合、前項の定めにかかわらず、該当の契約に関するデータをサービス利用契約の解約日の翌日以降速やかに削除することとします。

3 本条に基づきデータを削除したことによりサービス利用者が発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 20 条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、再委託先（以下「再委託先」といいます）に対し、第 31 条（秘密情報の取り扱い）および第 32 条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行についてサービス利用契約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第5章 利用料金

第 21 条（本サービスの利用料金、算定方法等）

本サービスの料金は、「別紙 1 料金表」に基づき、次の通り計算します。

2 本サービスの利用料金は、暦月 1 日から末日までを 1 ヶ月として計算します。

3 前項において、利用開始日または解約日が暦月の途中である場合、サービス利用者は利用開始日または解約日の属する月の利用料金等の支払義務を負うものとします。なお、利用開始日または解約日が暦月の途中であっても、日割りは行いません。

4 利用開始日および解約日は、利用時間が 1 日（24 時間）に満たない場合でも 1 日とみなします。

5 サービス利用者は、利用料金の変更が伴うサービス利用契約の変更をする場合、変更希望日は必ず暦

月1日を指定するものとします。

6 利用料金等に1円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとします。

7 前各項に基づき算出した額を、月額利用料金（以下「月額利用料金」といいます）とします。

第22条（利用料金等の請求および支払）

当社は、毎月、本サービスが利用された当月末日までの利用実績を、翌月15営業日までにとりまとめ、料金表に基づき本サービスの利用料金を算定し、これにかかる消費税等相当額を合算した額を、速やかに当社所定の方法（以下「請求通知書等」といいます）によりサービス利用者に請求するものとします。なお、消費税等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとします。

2 サービス利用者は、当社からの毎月の請求通知書等に基づき、次条（利用料金等の支払方法）に定める支払方法に従い、利用料金等を当社に毎月支払うものとします。なお、利用料金等は、歴月単位での支払となります。

3 サービス利用者は、第14条（本サービスの提供の中止）、第15条（本サービスの利用停止）、およびその他の事由により本サービスを利用できない状態となった場合であっても、利用期間中の利用料金およびこれにかかる消費税等相当額を当社に支払うものとします。ただし、本サービスの利用において、当社の責めに帰すべき事由により利用者が本サービスを全く利用することができない状態（以下「利用不能」といいます）が、当社が利用不能を認知してから24時間以上継続した場合、利用不能の日数（24時間ごとに日数を計算するものとし、24時間未満の部分については日数に算入しないものとします）に対応する本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税等相当額については、この限りではありません。

4 サービス利用者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は第15条（本サービスの利用停止）の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

5 サービス利用者は、サービス利用契約に別段の定めがある場合を除き、サービス利用契約の終了後においても、その利用期間中にかかわるサービス利用者の一切の未払いの本サービスの利用料金の支払債務その他債務がある場合にはこれを履行するものとし、履行されるまでの間、それらの債務は消滅しません。

6 当社は、サービス利用契約に基づきサービス利用者が既に支払った利用料金等がある場合、サービス利用契約に別段の定めがある場合を除き、その理由の如何を問わず返還しません。

第23条（利用料金等の支払方法）

サービス利用者は、本サービスの利用料金等について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うものとします。

第24条（遅延利息）

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第6章 サービス利用者の義務等

第 25 条 (サービス利用者の義務)

サービス利用者は、サービス利用契約に従って、現状有姿のまま、本サービスを利用するものとします。

2 サービス利用者は、第 4 条 (サービス利用契約の締結等) 第 5 項に基づきサービス利用者の委託先に本サービスを利用させる場合、サービス利用者の委託先に対し次の各号に定める事項について契約を締結するなどし、これらの事項を遵守させるものとします。

- (1) サービス利用者の委託先は、サービス利用契約の内容を承諾したうえ、サービス利用者と同様にこれらを遵守すること。ただし、サービス利用契約のうち、利用料金等の支払義務など条項の性質上、サービス利用者の委託先に適用できないものを除きます。
- (2) サービス利用者と当社間のサービス利用契約が終了した場合は、サービス利用者の委託先に対する本サービスも自動的に終了し、本サービスを利用できないこと。
- (3) サービス利用者の委託先は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
- (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、サービス利用者が、当社に対して、必要な範囲で、サービス利用者の委託先から事前の書面による承諾を受けることなくサービス利用者の委託先の秘密情報を開示することに承諾すること、また、当社が第 20 条 (再委託) に定める再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、サービス利用者もしくはサービス利用者の委託先から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することに承諾すること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は本規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
- (5) サービス利用者の委託先は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

3 サービス利用者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、サービス利用者の委託先に対し、速やかに伝達するものとします。

4 サービス利用者は、サービス利用者の委託先が第 2 項各号のいずれかの条項に違反した場合、速やかに当該違反を是正させるものとします。

5 サービス利用者は、サービス利用者の委託先に変更がある場合、当社から事前に書面による承諾を得るものとします。

6 サービス利用者の委託先の行為は、サービス利用者の行為とみなし、また、サービス利用者は当社に対してかかる行為の責任を負うものとします。

7 サービス利用者は、本サービスをサービス利用者等およびサービス利用者の委託先以外の第三者に対して利用させてはならないものとします。この場合、当該第三者の行為は、サービス利用者の行為とみなし、また、サービス利用者は当社に対してかかる行為の責任を負うものとします。

8 サービス利用者の委託先が、第 2 項各号のいずれかの条項に違反した日から相当期間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、そのサービス利用者に対する本サービスの提供を停止することまた

はサービス利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。

第 26 条（本サービス利用のためのサービス利用者の設備等の設定・維持）

サービス利用者は、自らの責任と費用負担において、当社が定める条件にて、利用者設備その他本サービスの利用にあたりサービス利用者が管理する設備等の設定・維持を実施するものとします。

第 27 条（禁止事項）

サービス利用者は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を作為、不作為を問わず、行わないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんもしくは消去、または不正利用する行為
- (3) 第三者に本サービス、サービス概要、関連資料および当社が提示する本サービスの各種マニュアルや利用条件を定めた書面（電子データの形式を含みます）を利用させる行為
- (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、または、当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 第三者、当社、および本サービスを差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (6) 犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
- (7) わいせつ、ポルノまたは虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (8) 第三者になりすまして本サービス、サービス概要、関連資料および当社が提示する本サービスの各種マニュアルや利用条件を定めた書面（電子データの形式を含みます）を利用する行為
- (9) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または提供する行為
- (10) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (11) 虚偽の申告をする行為
- (12) 第三者の設備等または本サービス用の設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (13) 本サービスの機能解析、ソフトウェア、アプリケーションまたはシステムの構成分析、技術調査、改変等、本サービスの利用以外の目的のために本サービスを利用する行為
- (14) 本サービスにおいて当社が提供する本サービス上のコンテンツ、その他本サービスにかかわる資料等の第三者に対する配布、販売、再販売、またはこれに類する行為
- (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
- (16) サービス利用契約その他当社が提示する条件に違反しまたは違反するおそれのある行為
- (17) その他、当社が不適切と判断する行為

2 サービス利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3 当社は、本サービスの利用にあたり、サービス利用者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するも

のであることまたはサービス利用者の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、サービス利用者の行為またはサービス利用者が提供または伝送する（サービス利用者の利用とみなされる場合も含みます。）データや情報等を監視する義務を負うものではありません。

4 サービス利用者が第 1 項各号のいずれかに該当する行為により第三者に与えた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

5 サービス利用者が第 1 項各号のいずれかに該当する行為により当社に損害を与えた場合、サービス利用者は、当社に生じた損害を賠償するものとします。

第7章 当社の義務等

第 28 条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、サービス利用契約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

第 29 条（本サービス利用のための環境維持）

当社は、本サービス利用のための環境維持に努めるものとします。

2 当社は、本サービス利用のための環境を維持するために必要であると判断した場合に、データについて、監査、監視、分析、調査等を実施する場合があります。ただし、本項は、当社が当該行為を実施する義務があることを意味するものではありません。

第 30 条（本サービス用設備の障害等）

当社は、本サービス用設備について故障があることを知ったときは、遅滞なくサービス利用者とその旨を速やかに通知するものとします。

2 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なくその修理または復旧に努めるものとします。

3 当社は、本サービス用設備のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

4 前各項のほか、本サービスに障害が発生したときは、サービス利用者および当社は、それぞれ遅滞なく相手方に通知するものとします。なお、本サービスの障害により、当社からの要請がある場合は、両者協議のうえ各自行うべき対応措置を決定したうえで、サービス利用者は当該対応措置を実施するもの

とします。

第8章 秘密情報等の取り扱い

第31条 (秘密情報の取り扱い)

サービス利用者および当社は、本サービスの利用または提供に関連して知り得た次の各号に定める相手方の秘密情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密として保持し、相手方の書面による承諾をなくしていかなる第三者にも開示または漏洩しないものとします。

(1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、写真およびフィルムその他の関連資料等の書面または電子媒体により開示される情報

(2) 秘密である旨を告知された上で、口頭、その他書面または電子媒体以外の方法により開示された情報であって当該開示後 10 日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により通知されるもの

2 前項の定めにかかわらず、特に定めがない限り次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報と取り扱わないものとします。

(1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4) サービス利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

(5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

3 本条の定めにかかわらず、サービス利用者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対して、開示することができるものとします。この場合、サービス利用者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。

4 秘密情報の開示を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

5 秘密情報の開示を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービスの遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下「資料等」といいます。本条において以下同じとします。）を複製または改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます）することができるものとします。この場合、サービス利用者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービスの遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

6 第1項から第4項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第20条（再委託）に定める委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、サービス利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、当社は、再委託先に対して、

本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

7 第1項から第4項の定めにかかわらず、サービス利用者は、サービス利用者の委託先に対して、それらがサービス利用者の下で本サービスを利用する限りにおいて、当社から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、サービス利用者は、サービス利用者の委託先に対して、本条に基づきサービス利用者が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

8 秘密情報の提供を受けた当事者は、サービス利用契約が終了したときまたは相手方の要請があったときは、資料等（第5項の定めに基づき相手方の承諾を得て複製等した秘密情報を含みます。）を相手方に返還するかまたは破棄するものとし、秘密情報が利用者設備、本サービス用設備に蓄積されている場合には、これに対して当社が適正と判断する処置を行うものとします。

9 当社およびサービス利用者は、秘密情報の全部または一部を不当に開示、提供、紛失、漏洩、棄損等（以下「不当開示等」といいます）した場合または本サービスの遂行目的の範囲を超えて利用、提供（以下「目的外利用等」といいます）した場合、相手方に対して差し止め、損害賠償および不当開示等または目的外利用等された秘密情報の回復に向けた必要な措置を合理的な範囲で請求できるものとします。

10 前項に定める損害賠償の範囲は、直接かつ通常生ずべき損害のみとし、特別損害、間接損害および逸失利益等については免責されるものとします。

11 本条の定めは、サービス利用契約終了日の翌日から3年間はお有効に存続するものとします。

第32条（個人情報の取り扱い）

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取り扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）によります。

第9章 損害賠償

第33条（損害賠償の制限）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、第22条（利用料金等の請求および支払）に定める利用不能（第14条（本サービスの利用中止）または第15条（本サービスの利用停止）の定めに基づき本サービスの全部または一部の利用を中断もしくは停止する場合を除きます。）やその他本サービスの利用に起因しまたは関連して当社がサービス利用者、サービス利用者の委託先または第三者に対して負う損害賠償責任は、当社の責めに帰すべき事由を直接の原因としてサービス利用者、サービス利用者の委託先または第三者に現実が発生した通常の損害に関する金銭賠償請求に限定されるものとし、特別損害、間接損害および逸失利益等については免責されるものとします。なお、秘密情報の取り扱いに関する損害賠償については、第31条（秘密情報の取り扱い）第9項および第10項に定めるとおりとします。

2 前項に定める損害賠償の額は、次の各号に定める算出方法により（小数点以下切捨）算出した額を上限とします。

(1) 損害の発生した月が、利用開始日から6ヶ月が経過している場合、損害が発生した月の前月から起

算して過去6ヶ月間の利用料金の平均月額利用料金（1ヶ月分）

(2) 損害が発生した月が、次号を除く利用開始日から6ヶ月が経過する日以前の場合、損害が発生した月の前月から利用開始日の属する月までの期間の利用料金の平均月額利用料金（1ヶ月分）

(3) 損害が発生した月が、利用開始日の属する月である場合は、利用開始日の属する月の月額利用料金相当額（1ヶ月分）

3 前各項にかかわらず、損害が発生した時が、第5条（契約期間）第2項に定める当社がサービス利用者に承諾通知を発信した日から導入開始日の前日までの期間または導入期間である場合には、当社はいかなる賠償責任も負わないものとします。

4 サービス利用者の当社に対する損害賠償請求は、サービス利用者による対応措置が必要な場合に、サービス利用者が第30条（本サービス用設備等の障害等）第4項などに従い対応措置を実施したときに限り、実施することができるものとします。

5 サービス利用者の当社に対する損害賠償請求権は、利用不能であることをサービス利用者が知った日または本サービスの利用に起因もしくは関連して損害が発生したことをサービス利用者が知った日から起算して3ヶ月を経過してもなお行使されない場合には、消滅するものとします。

6 本サービスに関連して発生したサービス利用者、サービス利用者の委託先または第三者の損害に関する当社の責任は、別段の定めがある場合を除き、本条に定めるものが全てとします。

7 本条の定めは、サービス利用契約が終了となった後もなお有効に存続するものとします。

第10章 雑則

第34条（保証）

当社は、本サービスについて、当該サービス提供時点において有効なサービス概要や当社が別途提示する各種マニュアルに記載される内容に従って提供されるものであることを保証します。ただし、各種マニュアルに記載される内容は、当該サービスの提供時点において当社が提供可能な内容となっており、現に提供されている本サービスとの間に差異がある場合の取り扱いは、第17条（本サービスの内容）第3項に定めるとおりとします。

2 前項の定めにかかわらず、当社は、明示または黙示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供、内容・性質もしくは得られる情報等がサービス利用者の希望を満たすこと、提供にあたって障害が一度も生じないこと、本サービスに発見された障害が必ず修正されること、本サービスから得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータが常に破損しないこと、サービス概要や当社が別途提示する各種マニュアル記載の内容から本サービスが将来において変わらないこと、について、必ずしも保証するものではありません。

3 本条の定めは、本サービスについての保証の全てを規定したもので、その他、本サービスに関する全

ての明示または黙示の保証責任を負うものではありません。

第 35 条 (免責)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず一切の義務および責任を負担せず、次の各号に定める事由に起因しまたは関連してサービス利用者に生じた不利益または損害については、その請求原因を問わず、賠償をしないものとします。

- (1) サービス利用者が本規約の定めに違反した場合
- (2) サービス利用者が禁止事項等に違反した場合
- (3) 利用者設備に障害がある場合
- (4) 利用者設備と本サービスの間で生ずる特殊な不具合（一般に相性の悪さと呼ばれるもの）により、障害が発生した場合
- (5) サービス利用者における独自の仕様やルールに起因する事象により障害が発生した場合
- (6) サービス利用者が、当社が別途サービス利用者に対して説明した、本サービスの手順・セキュリティ手段等を遵守せず、または免責事項・制限事項・注意事項等に該当したために障害が発生した場合
- (7) サービス利用者が誤操作をした場合
- (8) サービス利用者が第三者の知的財産権を侵害した場合
- (9) 前各号の他（前各号の場合はサービス利用者の責めに帰すべき事由がない場合を含みます。）、サービス利用者の責めに帰すべき事由がある場合
- (10) 第 14 条（本サービスの利用中止）または第 14 条（本サービスの利用停止）によって、本サービスの利用が中断または停止していた間にサービス利用者に生じた事態による場合
- (11) サービス利用者から申告があったものの当社では再現できない事象や障害による場合
- (12) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、または電力会社による電力供給の停止、不安定党の社会基盤の不良、不具合等がある場合
- (13) 本サービス用設備からの応答時間等ネットワークの性能値に起因する場合
- (14) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
- (15) 本サービス用設備以外に起因する障害の場合
- (16) 本サービス用設備のうち、当社の製造、設定等にかかわらないハードウェアやソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS) に起因する障害の場合
- (17) サービス利用者、またはサービス利用者の依頼により設定等が実施された各種情報等に起因して発生した損害
- (18) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、本サービス用設備への第三者による不正アクセス、不正アタック、通信経路上での傍受または不正な改変の場合
- (19) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス

ス用設備への侵入に起因する場合

(20) 第三者の不法行為または債務不履行の場合

(21) 法令に基づく処分、裁判所の命令の場合

(22) 天災地変（雷、自身、竜巻、台風、豪雨、洪水、爆発を含みますがこれらに限りません。）、戦争、クーデター、テロリズム、内乱、反乱、騒乱、暴動、疾病、火災、政府の規制、裁判所の命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、交通事故等の不可抗力

(23) その他、当社の責めに帰さない事由による場合

2 サービス利用者が本サービスを利用することにより、サービス利用者の委託先または第三者との間で生じた紛争等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 36 条（サービスレベル）

当社は、サービス概要に記載の「当社のサービスレベル指標」（以下「サービスレベル指標」といいます）の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。

2 サービスレベル指標は、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものです。サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合、当社は、可能な範囲で改善努力を行うものとしませんが、改善は保証するものではなく、また、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

3 サービスレベル指標は、本規約に基づくサービス利用契約によるサービス提供範囲外に起因して生じた一切の問題や、前条（免責）に定める免責事項に該当する事由に対しては、適用されないものとします。

第 37 条（知的財産権）

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス概要、関連資料および当社が提示する本サービスの各種マニュアルや利用条件を定めた書面（電子データの形式を含みます）等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 サービス利用者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除または変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第 38 条（権利義務譲渡の禁止）

サービス利用者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、サービス利用契約上の地位、サービス利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡したり、貸与したり、承継させたり、

または担保に供してはならないものとします。

第 39 条 (権利の帰属)

当社は、サービス利用契約およびそれに基づいてサービス利用者と当社との間で有効となった契約や特約に明示的に規定されているものを除き、サービス利用者に対し、本サービスについて、いかなる知的財産権その他の権利も許諾または譲渡するものではありません。

第 40 条 (反社会的勢力の排除)

当社は、サービス利用者等が、次の各号のいずれかに該当するとき、サービス利用者等とサービス利用契約を締結しない場合があります。

- (1) 自己または自己の役員(取締役、執行役または監査役)もしくは経営に実質的に関与している者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」といいます)であること
- (2) 自己の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自己の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自己が暴力団員等に対して、資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本規約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、サービス利用者またはサービス利用者の委託先が、次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず直ちにサービス利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) 第1項に違反したとき
- (2) サービス利用者または第三者が次に掲げる行為をしたとき
 - ① 当社に対する暴力的な要求行為
 - ② 当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社に対する脅迫的な言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為

3 当社は、前項の定めによりサービス利用契約の全部または一部を解約した場合、サービス利用者 に損害が生じても、これを賠償する責めを負わないものとします。

4 第2項の定めによりサービス利用契約の全部または一部を解約した場合、サービス利用者は、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当社から通知催告がなくとも、また、当社からサービス利用契約の全部または一部の解約がなされない場合でも、当然に期限の利益を喪失し、直ちに一括して弁済しな

ければならないものとします。

第 41 条（見出し）

本規約の各条文の見出しは、全く便宜のために記載されたものであり、サービス利用契約の解釈に使用されないものとします。

第 42 条（管轄裁判所）

サービス利用者と当社の間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 43 条（準拠法）

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

第 44 条（協議等）

本規約およびサービス利用契約に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議のうえ解決することとします。

第 45 条（存続条項）

第 7 条（サービス利用者からの通知）、第 10 条（ID およびパスワード）、第 21 条（本サービスの利用料金、算定方法等）、第 22 条（利用料金等の請求および支払）、第 24 条（遅延利息）、第 27 条（禁止事項）、第 34 条（保証）、第 35 条（免責）、第 37 条（知的財産権）、第 38 条（権利義務譲渡の禁止）、第 39 条（権利の帰属）、第 42 条（合意管轄）、第 43 条（準拠法）、および第 44 条（協議等）の定めは、サービス利用契約の終了の日以降も有効に存続するものとします。

別紙

料金表

(1) 基本メニュー料金 (個別見積となります)

プラン名	初期費用	月額費用
FUN COMPASSサービス利用料金	本サービスを利用するための初期費用	本サービスを利用するための月額利用料

附則

(令和2年9月14日 B S 事スシテ 00691247号)

(実施期日)

この規定は、令和2年10月14日より実施します。